

【修正】05 法務省(構造特区第26次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
050010	介護職員初任者研修を受講する外国人に対する「留学」の在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、別表第一の四、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編成にこれらに準ずる機関において教育を受ける活動を希望する者には、「留学」の在留資格が許可される。	外国人向けの介護士養成講座を行っている研修施設で研修を受ける外国人に対して、「留学」の在留資格の付与を求める。「留学」の在留資格の付与は入管法別表にある通り、大学、短大、高校などで教育を受ける外国人に限定されているため、介護士養成の研修施設で受ける外国人も「留学」の在留資格の付与の対象に加える規制緩和を提案する。	【提案理由】日本の介護人材不足が深刻である中、厚労省では、2025年までに新たに100万人の介護労働者が必要と試算している。アジア諸国において日本の介護教育が高く評価されていることから介護職員初任者研修の受講を希望する学生は多い。しかしながら出入国管理及び難民認定法の規制によって介護研修施設へ留学生として入国することはできない。「留学」の在留資格を付与する外国人受け入れ機関に介護研修施設を加える特例措置を求めるものである。 【具体的事業の実施内容・提案理由】アジア諸国の医療系大学(大学、短大、専門学校、高校を含む)などから日本の介護資格取得(介護職員初任者研修)を目的とした介護研修生を「インターアジアスクール」(仮称)で受け入れる ◎送り出し国において、あらかじめ、日本語検定3～4級レベルの資格取得を前提。◎来日する介護研修生は、大学関係機関などからの推薦とする。 ◎研修生はインターアジアスクールが責任を持って引き受ける。◎受け入れる生徒数は、都度20名とし年間3回開催する。 ◎1回あたりの研修期間は4か月以内とする。 ◎研修期間内に40日間介護施設での実技研修を受ける。 ◎実技研修期間中は研修生であることから、インターアジアスクールより受け入れ施設に研修費を支払う。	C	I	「留学」の在留資格で行うことができる活動は「教育を受ける活動」であり、その性質上、当該活動を教育機関において行うことが不可欠の前提とされている。そのため、「教育機関」つまり教育を行う実施主体が大学等と同等と認められる場合又は大学等に準ずる機関であると認められる機関で教育を受ける場合に限り、「留学」の在留資格を認めている。 このような制度は、「留学」の在留資格で我が国に在留する外国人が適正に「教育を受ける活動」を行うに当たり最低限の条件であると考えており、御提案は受け入れ困難である。			⇒在留資格「留学」付与対象に介護研修施設で研修を受ける外国人を追加する件	1 0 0 7 0 1 0	株インターアジア	福岡県	法務省 厚生労働省
050020	空き家の取得制度の新設	なし	(前段について) 空き家の除却や活用を行うとする地方公共団体に対する助成制度として、社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「空き家再生等推進事業」がある。 (後段について) 現行民法上、10年以上適正に管理されていない空き家について市に当該空き家の所有権を移転することができる制度は存在しない。	危険な空き家は処分し、活用できる空き家は移住者が有効に活用できるよう、市が整理(管理・処分)できるよう制度構築をする。 なお、個人の所有権の問題もあるが民法第162条の所有権の取得時効に倣い、適正に管理されおらず10年以上空き家になっているものは、市に所有権を移すことを可能とする。	具体的事業の実施内容・提案理由: 英語教育に特化した取り組みを進めている人口減少区域を対象とし、そこにある適正に管理されていない10年以上の空き家を、市が自由に有効に活用することにより、移住定住者の増加を目指す。 提案理由: 本市の昭和地区は平成7年の国勢調査で人口が4,538人であったが、15年後の平成22年の調査では3,625人となっており、-913人(-20.12%)と著しい人口減少区域である。今後さらなる人口減少が加速し、空き家の増加が心配されることである。 この区域に、本市独自の試みとして、平成26年度から文部科学省の認可を得て、幼稚園、小中学校が連携しながら特別な英語教育が受けられる取り組みをおこなっており、学区の理力化により市内外・全国から児童生徒を受け入れ、これまでに学区外から14人の就学・就園していることである。 また、この先進的な教育環境と豊かな自然の中で子育てしたいと願う家族が、移住定住することも進めており、補助制度を来年度からおこなうよう準備をしているところである。そこで、増加している空き家の活用や整理も課題となっていることから、危険な空き家は処分し、活用できる空き家は移住者が有効に活用できるよう、市が整理(管理・処分)できるよう制度構築をする。 なお、個人の所有権の問題もあるが民法第162条の所有権の取得時効に倣い、適正に管理されおらず10年以上空き家になっているものは、市に所有権を移すことを可能とする。 この制度を設けることにより定住促進をすめ、将来の人口減少と空き家増加の問題の抑制を目指す。	C	I	(前段について) 空き家の除却や活用を行うとする地方公共団体に対する助成制度として、社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「空き家再生等推進事業」(予算措置)がある。本事業は、老朽化の著しい建築物が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、①不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う場合、これらの除却等に要する費用及び所有者の特定に要する経費を補助するもの(「除却事業タイプ」)及び②空き家住宅又は空き建築物の活用を行う場合、これらの改修等に要する費用及び所有者の特定に要する経費を補助するもの(「活用事業タイプ」)から構成されており、いずれも市町村において活用可能な事業である。 (後段について) 本提案は、特区による特例として、市の教育等に関する取組を推進するため、管理されていない空き家につき、一定期間の経過により所有者の意思にかかわらず市が強制的に所有権を取得することを可能とする制度の新設を要望するものである。 しかし、民法は、私人相互間の法律関係を定める民事基本法であって、その性質上、特区による特例を設けることと馴染まず、同法の特例として本提案のような規定を設けることは困難である。 なお、規制の根拠法令として民法第162条及び第176条が掲げられている点についても、以下のとおり付言する。 民法第176条は、所有権などの物権を当事者が任意に取得することを前提に、物権変動に登記などの形式を必要とせず、当事者の意思のみによって物権変動の効力が生じることを定めたものであり、本提案のような強制的な所有権取得の場合とはその前提が異なる。また、民法第162条の取得時効は、所有の意思をもって、平穩かつ公然と占有することを要件として、真実の権利状態と異なった継続する事実状態をそのまま権利状態と認めることにより、継続する事実状態の保護を図ったものであり、本提案の制度とは、その制度趣旨等が全く異なる。 したがって、本提案に対し、民法第162条及び第176条が規制の根拠法令となることはない。			1 0 1 0 1 0	総社市	岡山県	法務省 国土交通省	
050030	規制緩和等によるクルーズツーリズムの推進	出入国管理及び難民認定法第6条、第7条第4項、第14条の2(新設・平成27年1月施行)、第26条の3(新設・平成27年1月施行)、出入国管理及び難民認定法施行規則第5条第6項から第9項まで	出入国管理及び難民認定法第6条第3項において、本邦に上陸しようとする外国人には、顔写真を含む個人識別情報の提供が義務付けられている。	兵庫県は、瀬戸内海、日本海に面し、風光明媚な風景、文化等を有した県であり、クルーズツアーの実施に適した条件を有していることから、クルーズツーリズムを推進し、地域経済の活性化を図る。	提案理由: -本県の港を玄関口としてクルーズで訪れる外国人観光客にとって、船内での足止め時間が短縮され、観光地での満足度の向上及び消費額の増加が見込まれる。	D	I	外航クルーズ客船の乗客に対する入国審査については、平成26年通常国会において入管法を改正し、法務大臣の指定するクルーズ船の外国人乗客を対象に、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度(船舶観光上陸許可制度)等を創設しており(平成27年1月施行)、船舶観光上陸許可に係る審査においては、船舶側が乗客の本人確認の措置等を確に行うことを前提に個人識別情報のうち顔写真の提供を省略することなどとしており、ご要望の措置には対応済みである。 なお、外国人が一度我が国に入国すれば、入国港がどこであろうと、その後の活動範囲を制限することは極めて困難であることから、入国審査は全国一律の審査を行う必要があり、構造改革特区の特例として対応するのは不適切であると考えます。			1 0 3 0 0 4 0	兵庫県	兵庫県	法務省	

【修正】05 法務省(構造特区第26次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
050040	職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生受入要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、別表第一の四、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編成に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動を希望する者には、「留学」の在留資格が許可される。	職業訓練法人設立の調理師養成施設においても、学校法人等で外国人留学生を受け入れる場合と同様に、在留資格「留学」での外国人留学生の受入を可能とする。	第25次提案募集関係の再々検討要請に対する回答において、当該施設が「設備及び編成に関してこれらに準ずる機関」であるか否かが客観的に判断されていないため、対応は困難と回答されている。 そこで、東京入国管理局に職業訓練法人設立の調理師養成施設が客観的に「設備及び編成に関してこれらに準ずる機関」と認められる要件を問い合わせたところ、そのような判断基準は持ち合わせていないとの回答があった。 構造改革特区として対応不可の理由として「設備及び編成に関してこれらに準ずる機関」として客観的に認められるかどうか不明とされるのであれば、例えば、日本語学校における告示の制度のように、客観的に認められる要件を第三者が容易に判断できる基準を公示すべきと考える。 ついでには、職業訓練法人設立の調理師養成施設が客観的に「設備及び編成に関してこれらに準ずる機関」と認められる要件の明示を求める。	C	I	「設備及び編成に関してこれらに準ずる機関」の認定は当該施設の設備及び編成に関する知見を法務省が有していないことからこれを有する所管省庁において行う必要があるため、法務省が要件を明示することは困難である。 なお、東京都に確認したところ、職業訓練法人の設立する職業能力開発短期大学校において実施される認定職業訓練への留学生受け入れを可能とする措置を講ずる予定と聞いており、貴法人が設立する職業能力開発短期大学校において留学生の受け入れが可能となると考えている。				1 0 3 8 0 0 1 0	職業訓練法人 東京都調理職業訓練協会	東京都	法務省 厚生労働省	
050050	外国人留学生が就職する際の在留資格変更認定の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三	在留資格の変更にかかる提出書類は、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三において希望する在留資格ごとに定められている。また、「人文知識・国際業務」の在留資格に係る基準は「出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令」に規定されている。	大分県内の4年制大学を卒業した外国人留学生が中小企業に就職する際の在留資格変更認定の要件を緩和する。	大分県内の4年制大学を卒業した留学生を対象に、次のとおり措置する。 ○在留資格は大学の専攻等で認定することとし、提出書類を簡素化する。 具体的には、県や民間企業で構成する団体に加入している中小企業が外国人留学生を雇用する場合を対象として、大学で特定の科目を履修したことを要件として在留資格を付与する。 提案理由: ・雇用を予定している外国人留学生の在留資格変更申請が許可されるかが不確実なため、採用人数が限られている中小企業の外国人留学生雇用が阻害されている。 ・中小企業が外国人留学生を雇用しようとする場合、大企業に比して入国管理局への申請が煩雑かつ審査が厳格なため、雇用が阻害されている。	C	III	上場企業等の大企業については、公表されている資料により、その活動の実態が明らかであること等から本来提出を要するものを免除しているものであり、そのような事情のない中小企業について、特区内に所在していることのみをもって同様の取扱いを行うのは困難。 また、「在留資格は大学の専攻等で認定」との御提案については、趣旨が必ずしも明らかではないが、仮に在留資格の審査を大学の専攻等のみで行い、就職後の活動内容について審査をしない、との趣旨の御提案であれば、そのような御提案は、いわゆる単純労働者の受入れにつながりかねず、我が国の外国人労働者受入れに関する基本方針に反することから、受け入れられない。 さらに検討を進める必要がある場合には、「特定の科目を履修したことを要件とする」等、提案者の御提案の趣旨が不明なため、御提案の御趣旨について詳細に御教示いただきたい。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	在留資格の審査要件で本人の資質とは別に、会社、特に中小企業の資格確認を要件とするには疑問があり、そのため、中小企業のみに限られる提出書類も省略できるような要件緩和願いたい。 大企業について公表資料で「明らかな実態」とは何か。本県においては、中小企業においても、地域で活動している実態は現実の姿として把握している。地域で就職希望の留学生がいれば、大学が企業の実態を十分に把握し、必要な情報を提供することができる。また、必要であれば、大学等から企業に関する証明書を発行することも考えられる。「大学の専攻等で認定」については、別途社会福祉士資格制度のように、ある程度の専門履修を条件とするもの。			1 0 4 0 0 0 1 0	大分県	大分県	法務省
050060	外国人留学生が就職する際の資格外活動の許可を撤廃	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第19条第1項及び第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条	外国人留学生が企業で就職するに当たって研修等を行うことが予定されている場合には、当該研修等を含め、従事する業務全体について総合的に判断し在留資格を決定している。	大分県内の4年制大学を卒業した外国人留学生が中小企業に就職し研修を行う資格外活動については許可を不要とする。	大分県内の4年制大学を卒業した留学生を対象に、次のとおり措置する。 ○県や民間企業で構成する団体に加入している中小企業が外国人留学生を雇用する場合を対象とし、就職後、研修での他業務従事は資格外許可を不要とする。 提案理由: ○研修での他業務従事は資格外許可活動を不要に ・外国人留学生を中小企業が幹部として育てていくためには、様々な職種を経験させることが必要なため、認定された在留資格での活動に限定した人事が難しく、中小企業による外国人留学生雇用が阻害されている。	D		職場の研修としての業務については、現在も資格外活動許可を取得させるような運用は行っていないことから特例措置は不要である。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「職場の研修」であれば資格外活動許可は不要ということであるが、1年ごとの在留資格更新の際に、常時、本来の在留資格の目的である業務(国際業務など)をしていなかった、他業務を行っていたことが「研修」と認められなかったことを理由に、在留資格が認められなかった事例を聞いている。 特に、中小企業の小規模の現場においては、「研修」と細かく位置付けることなく様々な職務を体験させる例が多く見受けられるため、「職場の研修」であれば他業務が可能である旨を審査基準などに明確にしていたいただきたい。			1 0 4 0 0 0 2 0	大分県	大分県	法務省
050070	外国人留学生の卒業後の在留期間を延長	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第20条、第21条、別表第一の四及び五	大学等を卒業後も継続して就職活動をするための「特定活動」については最長1年間の滞在が認められている。	大分県内の4年制大学を卒業した外国人留学生が就職活動を行うための在留期間を延長(最大2年)する。	大分県内の4年制大学を卒業した留学生を対象に、次のとおり措置する。 ○卒業後の就職活動のための在留期間を延長(最大2年) -大学卒業後は6ヶ月の在留期間しか与えられず、更新も1回しか認められないため、外国人留学生が県内企業への就職活動を断念し、中小企業による外国人留学生雇用が阻害されている。	C	IV	単純に、元留学生の就職活動期間を1年から2年に延長することは、結果的に、2年という長期の間、外国人にいわゆる単純労働への従事を認めることとなりかねず、このような特例措置を認めることは適当ではないと考える。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	20才前後の優秀な留学生が、本県の大学において4年もの期間を費やしている場合、その後、就職も考えず、2年間の単純労働のために残ることは、全く想定として考えられない。 純粋に厳しい現状の就職状況を鑑み、6月より1年、1年より1年半、1年半より2年の就職活動期間を付与することで、確実に就職率は上がるものと考えられるので、期間延長を可能としていただきたい。			1 0 4 0 0 0 3 0	大分県	大分県	法務省

【修正】05 法務省(構造特区第26次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
050080	外国人留学生在が創業する際の在留資格変更認定の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三	「投資・経営」の在留資格に係る基準には、「出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令」に規定されている。	大分県内の4年制大学を卒業した外国人留学生在が県内で創業する際の在留資格変更認定の要件を緩和する。	大分県内の4年制大学を卒業し、起業活動を行う留学生在を対象に次のとおり措置する。 ○起業に必要な資金500万円を100万円に低減する。 在留資格「投資・経営」を取得する際、「当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」が要件となっており、「相当額の投資」、または「二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事」が必要とされているが、「相当額の投資」について500万円以上とされているものを100万円以上に低減する。 また、大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生在の卒業後の継続在留(在留資格「特定活動」)について、起業に必要な資金として、500万円以上の資金を調達していることを要件とされているが、これについても100万円以上に低減する。 提案理由: ・500万円の資金を集めることが在留資格(投資・経営)認定の要件となっており、外国人留学生在創業の大きな壁となっている。	C	III	在留資格「投資・経営」は、法改正により平成27年4月から「経営・管理」となり、投資要件はなくなる。他方、従事する事業の実体性、継続性を測る要素としての事業規模要件は、引き続き必要なものであり、実体性、継続性を確認する目安として、資本金額500万円以上(出資者が誰であるかは問わない。)又は常勤職員之名以上という基準を掲げるものであるところ、こうした趣旨を踏まえ、単純に資本金額の基準を100万円に引き下げるとする提案は対応困難。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	資本金額500万円以上の事業規模要件を大学在学中にクリアできる留学生在は、経済環境が優れている思われた者に限定されるため、非常に能力が高く、意欲もあり、優れたビジネスアイデアを有する留学生人材をうまく活用していくためにも、資本金要件の緩和を是非お願いしたい。 なお、要件緩和のための条件が必要であるなら、国家戦略特区で手続きが進んでいるように、起業家等の創業者人材等の外国人の受入れを促進するため、「地方自治体等による事業計画の審査等を要件として」「透明性を確保した上で」要件緩和のための特例が設けられるようお願いしたい。		1 0 4 0 0 4 0	大分県	大分県	法務省
050090	外国人留学生在が起業活動をする際の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第20条、第21条、別表第一の四及び五	大学を卒業後も継続して起業活動をするための「特定活動」については最長6か月間の滞在が認められている。	大分県内の4年制大学を卒業した外国人留学生在が県内で起業活動するための在留期間の延長(最大1年)。	大分県内の4年制大学を卒業し、起業活動を行う留学生在を対象に次のとおり措置する ○留学生在による起業準備のための在留期間を延長(最大1年)する。 提案理由: ・卒業後、起業準備のための在留期間が6ヶ月しか認められていないため、期間を延長し創業に向けた十分な時間を確保できるようにする。	C	IV	大学卒業後も継続して起業活動する留学生在への「特定活動」の付与は、大学在学中から起業活動を開始し、起業に必要な資金並びに店舗又は事業所を確保している留学生在に限って認めているものであり、このような留学生在は大学卒業後6か月以内に起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる。単純に、元留学生の起業活動期間を延長することは、結果的に、長期間、外国人にいわゆる単純労働への従事を認めることとなりかねず、このような特例措置を認めることは適当ではないと考える。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大学での学習や研究に励み、日々の生活費をアルバイトしながら工面している大多数の留学生在にとって、大学在学中から500万円の資金を用意し、さらに店舗又は事務所を確保することは非常にハードルの高いかなり厳格な要求である。せめて在学中は留学の在留資格の本来の活動である勉学に集中できる環境を提供し、卒業後に大学で獲得した知見を基に起業活動を行えるように配慮をお願いしたい。		1 0 4 0 0 0 5 0	大分県	大分県	法務省
050100	鉄道駅の上部空間の活用時における鉄道事業者以外の第三者の参画促進	鉄道抵当法第3条第5号、第4条第2項	鉄道抵当法第3条第5号は、鉄道施設を所有又は使用するために他人の不動産の上に存する地上権が鉄道財団を組成するとし、同法第4条第2項は、鉄道財団に属するものについて、所有権以外の物権の目的とすることを禁止している。	自己所有地に対して、鉄道事業で使用する部分を明示化する区分地上権設定を可能にすることで、鉄道駅のある土地への鉄道事業者以外の第三者の権利設定を緩和する。	○想定する事業 鉄道事業者の所有する鉄道駅のある土地の開発事業への鉄道事業者以外の第三者の参画が促進されることにより、空港アクセス等の利便性向上を実現する駅改良やポテンシャルを活かした都市機能の集積・高度化が進むなど、ターミナル機能強化が図られる。 提案理由 鉄道財団組成土地を含む共同開発事業については鉄道抵当法(制度)により、鉄道事業者の所有する土地の開発事業における鉄道事業者以外の第三者の権利設定が禁止されているため、鉄道事業者以外の第三者にとって建物不動産権利が不完全な状況となり、事業参画のハードルとなっている。 また、抵当権者の同意を得て、鉄道財団より鉄道事業をおこなう機能を損なうことのない資産を一旦分離し、鉄道事業に必要な範囲の区分地上権等を設定し財団に組み込む運用改善スキームにおいても、財団分離に伴う譲渡益課税等が発生する問題により、鉄道事業者以外の第三者との共同開発の事業推進に向けた合意形成が阻害されている。	C	I	鉄道抵当法は、鉄道施設を構成する財産を1個の有体物とみなし、これに抵当権を設定することを認めることで、鉄道施設を構成する財産を一体として担保価値を評価することを可能にし、これにより、鉄道事業者が充分な融資を得ることを可能とすることを目的としている。同法第4条第2項が、鉄道財団に属する物について所有権以外の物権の目的とすることができないとしたのは、上記の目的を達成するため、鉄道財団の一体性を強化するという点にある。 このような鉄道抵当法第4条第2項の趣旨からすれば、鉄道財団を組成する土地の一部について鉄道事業者以外の第三者による物権的な利用権の設定を可能とすることは、鉄道財団の一体性を害する可能性があるため困難である。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回要望した事項については、鉄道事業の継続を前提に、鉄道事業者が当該鉄道事業者以外の第三者と鉄道駅の上部空間の有効活用を図る際の課題に対する特例措置の一つを提案したものである。現行法令内での運用において、鉄道事業者以外の第三者の参画が今後も促進されるよう、より柔軟な対応の可能性について、引き続き検討をお願いしたい。	リニア・スーパーターミナル特区	1 0 2 7 0 1 0	名古屋市、名古屋鉄道(株)、三井不動産(株)	愛知県	法務省 国土交通省